

凝り固まった筋肉を伸ばし柔軟性を取り戻そう!!

ストレッチは目的に合わせた適切な方法で行うことにより、健康保持や疲労回復の効果が期待できます。

肩こりは筋肉が緊張している状態!

肩こりとは首や背中上部、肩や上腕に関わる鈍い痛みや圧迫感、違和感、不快感をひとくくりにしたもののことです。肩が凝っているというのは、筋肉が緊張している状態のことをいいます。

肩こりを起こす原因としては次のようなことが考えられます。

- ①同じ姿勢で長時間パソコン等に向かっていることによる首や肩周辺の筋肉の緊張。
- ②長時間にわたる目の酷使や、メガネの度が合っていないなどの慢性的な眼精疲労。
- ③運動不足による筋肉の緊張や疲労と血行不良。
- ④連日にわたる肉体や精神へのストレスで自律神経の働きが活発になり肩周辺の筋肉が緊張。

写真1



①肩甲骨周囲の筋肉をほぐす

両手を前で組み背中が少し丸くなる程度まで前方へ伸ばしていき、あごを引いておへそを覗くようにします。(写真1)

次に手を後ろで組んで胸を張り、手を斜め下に伸ばし、あごを斜め上に引き上げます。(写真2)

それぞれ10秒キープし、交互に5回繰り返します。

写真2



②首周囲の筋肉をのばす

肩の力を抜き右手を頭の上に置いて右側に倒します。左側も同様。(写真3)

次に両手を頭の後ろで組み頭を前方に倒します。背筋は伸ばしたままであごを引き上げます。(写真4)

両方ともに無理に引っ張らず、手が軽くおもりになる程度にして20秒程度キープします。

写真3



写真4



- ⑤長時間にわたる寒い場所や冷房の効いた部屋での滞在で、自律神経が乱れることによる筋肉の緊張。肩こりを予防・改善するためには上記の原因を根本的に改善する必要

がありますが、まずは写真のようなストレッチで凝り固まった筋肉を伸ばし柔軟性を取り戻してみたいかがでしょうか。

日本代協 Presents
かけがえのない絆で結ばれた親子のストーリー
「歩んできた道、歩んでいく道」
YouTube にて公開中
https://youtu.be/alsWlnBJBWk
【同時配信】「二度と後悔はしたくない
～震災を経験した損害保険代理店の誓い～」
https://youtu.be/givHD1axnrc

Sonpo Total Planner
保険のことは、
日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ
みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。損害保険に関連する法律・税務等の知識を基に、コンサルティングに関する知識や業務スキルを修得した保険募集のプロフェッショナルです。

Fun to Share
日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の取組みに参画しています。
一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス http://www.nihondaikyo.or.jp/

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

ドライブレコーダーの今

(株)審調社 業務部課長代理 兼 交通事故解析グループ 交通事故解析士 森澤 三郎

～ドライブレコーダーについて知ろう!!～

ドライブレコーダー(略してDR)は、車のフロントガラスなどに取り付ける映像記録装置で、交通事故が起きた時に心強い目撃者となります。あおり運転など走行中のトラブルの抑制や解決にも効果があります。既に使っている人もまだ使っていない人も、DRをもっと良く知って安全・安心のカーライフをお送りください。



多機能化し、防犯カメラ的存在に!

■DRとは

車に常設する小さなビデオカメラと考えれば良いでしょう。以前は車に衝撃があった時だけ撮影していましたが、今はエンジン始動から停止まで撮影し続ける常時記録が主流です。また、GPS内蔵で場所・時刻・車速が記録される機種も増え、車の周りで起きた出来事を記録しておく「防犯カメラ」的存在になりました。

在になりました。

また近年は、前と後を両方撮影する2カメラ式や、エンジン停止後も撮影を続ける駐車監視機能、更に他車への接近や車線逸脱を警告する機能を持つ機種もあります。年々高画質になっており、ドライブ中の風景を記録する目的で購入する人もいます。

品質重視で購入し、説明書の事項を守って使用しよう!

■DR選択・使用時の注意点

DRを取付けても、いざという時に映像が撮れていなければ意味がありません。購入にあたっては品質重視で選ぶことをお勧めします。また次のような理由で事故が写っていないこともあります。

- ①知らぬ間にDRが動いてよそを向いていた
- ②事故の衝撃で外れた
- ③メモリーカードを破損または紛失した

DRの映像は「メモリーカード」に記録されることが多いのですが、これには「書き込み可能回数」という寿命があって、DRはデジカメ等に比べて数十倍から数百倍の回数の書き込みを行うので寿命が早く尽きます。DRの取付けと使用に関しては我流を通さず、説明書に書いてある注意事項を必ず守りましょう。

DRは自分の行動も撮影します。正しい運転を心がけましょう!



■DRとの付き合い方

DRは相手だけでなく自分の動きも撮影するので、安全運転をしていないとそのまの姿が録画されてしまいます。

また、DRを付けているのは自分だけではありません。既に国内の車の二割以上がDRを付けていると言われています。一歩外に出たら自分の行動は常に誰かに記録されていることも肝に銘じなければなりません。



「あおり運転」とは? 前方を走行する車に対して異常接近し、追い回したり、ハイビーム、クラクションなどによって相手を威嚇・嫌がらせなどを行う行為で、危険運転の1つに分類されます。

～弱者保護と道路交通法改正～

交通弱者といわれる歩行者や自転車等。運行中の自動車との接触事故は重大事故につながることがあります。道路交通法では、こうした交通弱者を保護するルールが定められ、道路交通をめぐる最新的情勢に対して改正が行われています。しっかり確認し、交通安全に努めましょう。

■自動車運転に対する罰則を強化

飲酒運転等による悲惨な事故が後を絶ちません。こうした事故を根絶するために、より刑罰を重くする動きが見られます。

最近の主だった改正点として、平成25年12月には無免許運転車に対する罰則が強化されたほか、そのほう助行為に対する罰則が新設されました。また、平成26年5月には、飲酒運転等の悪質・危険な運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が制定され、危険運転致死傷罪等といった処罰がより厳しくなりました。

そのほか、京都の繁華街で起きた事故のように、一定の病気等が原因となる交通事故も発生しています。こうした運転者への対策として、公安委員会は免許の取得・更新をしようとする人に対して、一定の病気等に該当するかどうかを判断するための質問票を交付することができるなどの法律が平成26年6月に施行されています。

さらに平成29年3月から、75歳以上の高齢者による交通事故を防止するために、認知症などに対する対策が強化されました。認知機能が低下したときに起こしやすい一定の違反行為（信号無視や横断歩道等における横断歩行者等妨害など18基

準行為）をしたときは、臨時の認知機能検査や講習を受けなければならなくなりました。医師により認知症と判断された場合、運転免許の取消し・停止となります。

■自転車に関する規定も整備

一方、本来交通弱者であるはずの自転車も交通マナーの悪さが社会問題となっています。歩行者にぶつかって大けが、中には死亡事故につながる事故が発生しています。高額賠償事故となることもあり、裁判で9,000万円を超える損害賠償金の支払い命令が出された事例もあります。こうしたことから、自転車に関する交通ルールが整備されています。代表的なものとして、各都道府県の公安委員会

が定める規則に、傘差し運転の禁止があります。また、平成25年12月から施行の「改正道路交通法」では、自転車等の軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られることになりました。

さらに、平成27年6月には、一定の危険な違反行為（信号無視、一時不停止、酒酔い運転等）をして3年以内に2回以上摘発された悪質自転車運転者は講習が義務づけられました。

道路交通法では、交通安全のためのさまざまなルールが定められています。自動車の運転者はもちろん、交通弱者といわれる歩行者、自転車運転者もしっかりルールを守って、交通事故ゼロを目指しましょう。

交通弱者を守るために定められた主なルール

●歩道や路側帯を横切るとき (第17条第2項)	道路に面した駐車場などに入出入りするため、歩道や路側帯を横切るときは、歩行者がいない時でも歩道等の手前で一時停止しなければなりません。
●歩行者のそばを通過するとき (第18条第2項)	歩道や車道の区分がない道路を走行するときは、歩行者（身体障害者用の車いす、小児用の車、歩行補助車などを含む）との間に安全な間隔を開けなければなりません。
●横断歩道、自転車横断帯手前での追い越し、追い抜きの禁止 (第30条第3項、第38条第3項)	横断歩道や自転車横断帯またはその手前30メートル以内では、車（自転車等の軽車両を除く）を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。
●横断歩道のない交差点やその付近を通過するとき (第38条の2)	交差点や交差点付近で横断歩道が設けられていない場所を歩行者が横断しているときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。
●横断歩道や自転車横断帯に近づいたとき (第38条第1項、同条第2項)	①横断する歩行者や自転車がないことが明らかとなるときは、そのまま進むことができます。 ②横断する歩行者や自転車がいないか明らかでないときは、横断歩道等の手前で停止できる速度に減速して進みます。 ③歩行者や自転車が横断していたり、横断しようとしているときは、横断歩道等の手前で一時停止をしなければなりません。 ④交通整理の行われていない横断歩道や自転車横断帯（青信号の交差点を右左折するときの右左折先の横断歩道等を含む）を通過するとき、横断歩道等の手前に車などが止まっている場合は、その車などの前方に出る前に一時停止しなければなりません。
●ぬかるみや水たまりを通過するとき (第71条第1号)	ぬかるみや水たまりを通過するときは徐行などして、歩行者に水はねなどの迷惑をかけないようにしなければなりません。
●高齢者や介護者なしの幼児などのそばを通過するとき (第71条第2号、同条第2号の2)	身体障害者用の車いすで通行する人、盲導犬を連れた人、介護者が付き添わない児童・幼児、高齢者などが歩行しているときは、一時停止や徐行をして通行を妨げないようにしなければなりません。
●停止中の通園バス等のそばを通過するとき (第71条第2号の3)	児童や幼児などを乗降させるために停止している通学、通園バスのそばを通過するときは、徐行して安全を確かめなければなりません。
●歩行者がいる安全地帯のそばを通過するとき (第71条第3号)	歩行者がいる安全地帯のそばを通過するときは、徐行しなければなりません。

(注) 表中カッコ内は「道路交通法」の条文番号。



「道路交通法」とは？ 道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする法律で、車両の交通方法や歩行者の通行方法、運転者の義務、罰則などについて定めています。

NPO法人リスク・エイド 事務局長 伊集院 剛史

～保険契約の全体像を把握しよう！～

企業はさまざまな保険を活用していますが、その全体像を把握できていないと、重大なリスクに対する保険手配のモレに気付かなかつたり、いざというときにうまく機能しなかつたりすることがあります。今回はその問題点と、全体像把握のポイントについて取り上げます。

●多様化・複雑化するリスク対応に欠かせない保険！

地震・台風などの自然災害のみならず、消費者の権利意識の高まりに伴う賠償リスクの増大、サイバー攻撃による情報漏えいや事業停止など、事業活動を取り巻くリスクは年々多様化・複雑化しています。

企業にとって、これらのリスクへの適切な対応は、自社の存続のみならず、企業としての社会的責任を果たすためにも欠かせないものです。それらの対応のために、企業は保険を活用していますが、その全体像を把握することが重要となってきます。

●多様な保険加入機会と窓口

企業が損害保険を契約する窓口は、表1のようになることが多いのではないのでしょうか。

ご覧の通り、加入動機によって保険を契約する窓口が分散する傾向にあります。

企業規模が大きい場合、社内の保険担当者も様々でしょう。こうなると、その企業の保険について全体像を把握している人がいない状態が起こりがちです。

その状態を放置していると、いざ事態が起きた際、どの保険でカバーするのか、そもそも対応する保険があるのかどうかを、加入した窓口とその都度確認しなければならず、それは事態への対応を遅らせる要因にもなります。

●リスク実態と保険はリンクしているか？！

企業によっては、保険の一覧表を作成しているところもありますが、その内容は、自社のリスク実態と保険の整合性が取れていることを確認できるものであることが理想です。

例えば、施設の火災保険について、どんなリスクを想定し契約しているのか、その一覧表で把握できれば、リスク実態と保険がリンクしているかどうかをすぐにチェックできます。水災を想定して契約したはずの火災保険が、水災に対して十分な補償がなかったなどのトラブルは多く発生しています。

リスク実態の洗い出しについては、表2のようにリスク区分ごとに想定事態を書きだしたうえで、現在契約している保険がきちんと対応しているかどうかをチェックしてみることをお勧めします。

●整合性のチェックは誰がするか？！

しかし、企業内でこのような作業を行うことは容易ではありません。

まずは保険契約の窓口となっている保険代理店の中で、事業全体のリスクとすべての保険契約の整合性をチェックしてくれるところを探して依頼することが、精度の高いリスク対策実践への第一歩となるでしょう。

(表1) 保険に加入する主な窓口

保険加入窓口	主に扱っている保険	その窓口を通じて契約した時期(理由)
銀行	火災保険	施設購入時の融資実行時
取引先の別働隊代理店	すべての生命・損害保険	取引先からの強い要請により
不動産仲介業者	火災保険(借家人賠償責任)	賃貸借契約の締結時
自動車ディーラー	自動車保険・自賠責保険	購入時
自動車整備工場	自動車保険・自賠責保険	車検・点検・修理時
商工会議所	PL保険・団体傷害保険	団体契約の募集期間(会報誌での情宣)
税理士	生命保険	決算時
プロ代理店	すべての生命・損害保険	紹介・新規開拓営業

(表2) リスクの種類と対応する保険

リスクの種類	具体的な想定事態	対応する保険
人的リスク	役員・従業員の死傷及び就業不能など(ケガ・病気・メンタル不全による)	傷害保険・労災総合保険など
財物リスク	地震・台風・水害・火災等による損壊や盗難など	火災保険・運送保険など
賠償リスク	業務の遂行、提供するサービスや製品等に伴う対人・対物事故など	施設所有者賠償責任保険・生産物賠償責任保険など
収益リスク	施設や設備の損壊・使用不能に伴う売上の減少など	利益保険・家賃保険など



「リスク対策」とは？ 「回避」「軽減」「移転」「保有」の4つに分けられます。このいずれか、または複数を選び、それぞれの企業に最適なリスク対応を考えます。保険は「移転」に該当します。